

国立大学法人和歌山大学自家用電気工作物保安規程

制 定 昭和42年 2月 1日

全部改正 平成11年12月 3日

最終改正 平成29年 3月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）栄谷団地における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(法令等の遵守)

第2条 本学教職員等は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正及び前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案しなければならない。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の組織)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行する組織構成は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 保安業務の総括管理は、学長（以下「総括管理者」という。）が行うものとする。
- (2) 総括管理者の業務を補助するため管理補助者を置き、施設整備課長をもって充てるものとする。
- (3) 部局（別に定めるものをいう。）における電気工作物の保安業務の管理は、当該部局の長が行うものとする。
- (4) 法令及びこの規程に基づく、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を適確に遂行するため、電気主任技術者を選任するものとする。
- (5) 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その職務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。
- (6) 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(保安業務の分掌)

第6条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統、並びに電気主任技術者及び電気工作物に係る保安業務に従事する者（以下「補助者」とい

自家用電気工作物保安規程

う。)は、別に定める。

(総括管理者の義務)

第7条 総括管理者は、電気工作物に関する保安上次の各号に掲げる事項を決定又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 年度計画に関する事項
- (2) 重大な事故に関する事項
- (3) 災害対策に関する事項
- (4) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項

2 総括管理者は、法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係がある場合には、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し決定するものとする。

3 総括管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち会わせるものとする。

(電気主任技術者の職務)

第8条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

2 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

3 電気主任技術者は、電気工作物の保安に関し前項の職務以外について、総括管理者から意見又は実施を求められた場合には、自己の意見を具申することができるものとする。

(職員の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育及び訓練)

第10条 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識技能を計画的に教育をするとともに、電気事故、その他災害が発生した時の措置等について、必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事の計画及び実施)

第11条 電気工作物の設置、改造等の工事計画の立案にあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の計画又は実施にあたっては、あらかじめ総括管理者の承認を求めなければならない。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障がないことを確認して引取るものとする。

第5章 保守

（巡視・点検・測定）

第12条 電気工作物に関する保安業務のための巡視、点検及び測定の基本は、別表に定めるところによる。

- 2 電気主任技術者は、巡視、点検及び測定の基本により電気工作物に関する保安業務の監督を行うにあたっては、あらかじめ実施計画を作成し総括管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

（法定自主検査の体制）

第13条 法定自主検査は、電気主任技術者の監督のもと、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ決定したうえで行うものとする。

- (1) 検査年月日、検査対象、検査の方法、検査を実施する者
- (2) 検査実施に係る組織及び工程
- (3) 検査協力会社の管理に関する事項
- (4) 検査記録の管理に関する事項
- (5) 検査に係る教育訓練に関する事項
- (6) その他検査実施に関し必要な事項

（事故再発防止）

第14条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止の措置を講ずるものとする。

第6章 運転又は操作

（運転又は操作等）

第15条 電気工作物の運転又は操作にあたっては、機器性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。

- 2 電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次の各号について定めておかなければならない。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における、電気工作物の操作順序及び運転方法
- (2) 事故その他の異常時における、電気工作物の使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告及び連絡要領
- (3) 関係電気事業者の供給変電所、又は所轄の事業所との連絡事項
- (4) 緊急時にすべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

- 3 受電用遮断器等の操作及び発電設備の系統連系操作は、電気事業者との「給電申合書」

自家用電気工作物保安規程

に基づき、連絡・調整のうえ行うものとする。

(発電所の長期間の運転停止)

第16条 発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全をはかるものとする。

- (1) 発電設備の主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。
- (2) 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連系部分は分離するものとする。

2 発電所を相当期間停止後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行って保安の確保に万全を期するものとする

第7章 災害対策

(災害対策)

第17条 総括管理者は、台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、適切な措置がとられるよう次の各号に掲げる事項についての体制等を整えておくものとする。

- (1) 指揮命令及び連絡系統
- (2) 予防対策及び器材の整備と備蓄
- (3) 教職員等に対する防災思想の徹底
- (4) 学外関係機関との協力体制と連絡体制

2 電気主任技術者は、災害発生時における電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行うものとする。

3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録・報告

(記録・報告)

第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の各号に掲げる事項について記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検、測定記録
- (2) 電気事故記録
- (3) 補修工事記録

2 重要電気機器の補修記録は設備台帳に記録し、これを必要な期間保存するものとする。

3 法定自主検査の記録は次の各号について記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- (1) 検査年月日、検査の対象、検査の方法、検査を実施した者の氏名
- (2) 検査の結果、及び検査の結果に基づいて補修工事等の措置を講じたときはその内容
- (3) 検査の実施に係る組織及び工程管理
- (4) 検査協力会社の管理に関する事項
- (5) 検査記録の管理に関する事項
- (6) 検査に係る教育訓練に関する事項

- 4 補助者は、当該部局における電気工作物の保安の管理状況について、管理補助者に報告しなければならない。

第9章 責任の分界

(責任分界点)

- 第19条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、「給電申合書」に基づくものとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

- 第20条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具等の整備)

- 第21条 電気工作物の保安上必要とする測定器具等は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

(手続き書類等の整備)

- 第22条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、及び図面その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年12月3日から施行し、平成9年9月1日から適用する。
- 2 和歌山大学電気工作物保安規程（昭和42年2月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成12年4月21日一部改正）

この改正規程は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第120号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第700号）

この改正規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1007号）

この改正規程は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1074号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1798号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1959号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

自家用電気工作物保安規程

別表 (第12条関係)

巡視・点検・測定基準

項目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測定				
		No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい		
受 変 電 設 備	22KV ガス絶縁開閉装置	1	1月	異音、異臭、腐食 ガス圧力確認 故障、開閉表示器の 確認 度数計の表示確認 その他必要事項	1	1年	停止して開閉操作 操作機構、制御器具の 動作確認 故障警報の確認 度数計の動作確認 外観点検、給油 接地線接続部 その他必要事項	1	6年	停止して開閉特性試験、 シーケンス試験 保護継電器の動作特性試験 引外し自由試験、 ガス密度スイッチの動作確認試験 その他必要事項 動作回数等による点検整備	1	1年	絶縁抵抗測定 主回路抵抗測定 LA漏れ電流測定 その他測定試験		
		2	1月		2	1年		2	3年		2	3年			
		3	1月		3	1年		3	3年		3	3年			
		4	1月		4	1年		4	3年		4	3年			
	5	1月	5	1年	5	1年	5	1年	5	1年	5	1年			
	22KV 受変電 圧器	1	1月	異音、異臭、腐食 異常振動、発光 接続部の過熱、変色、 油漏れの確認 温度計、油面計の 確認	1	1年	異常警報の確認 保護装置、吸湿呼吸器の 点検、外観、ブッシング、 接地等確認・清掃 接地線接続部 冷却装置、放圧装置の 点検	1	必要時	付属装置及び機器の 内部点検 その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 その他測定試験		
	閉鎖 配電盤	1	1月	異音、異臭、腐食 開閉表示、切替開閉器等 外観点検	1	1年	異常警報の確認 遮断器の連動動作 導電部の過熱変色 外観、内部点検 接地線接続部 その他必要事項	1	6年	遮断機の開閉特性試験 保護継電器の動作特性試験 シーケンス試験	1	1年	絶縁抵抗測定		
	断路器	1	1月	受けと刃の接触、過熱、 変色、汚損、異物付着 その他必要事項	1	1年	停止して受けと刃の接触、 過熱、ゆるみ、荒れ具合 損傷、きれつ フレ止め装置の機能 その他必要事項				1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	1月		2	1年		2	1年						
		3	1月		3	1年		3	1年						
		4	1月		4	1年		4	1年						
	遮断器 開閉器 類	1	1月	外観点検、汚損、 きれつ、過熱、発錆、 損傷 指示、点灯 その他必要事項	1	1年	停止して外部の損傷、 腐食、過熱、発錆、 変形ゆるみ 操作具合、機構 付属装置の状態 接地線接続部 遮断器開閉器の連動動作 その他必要事項	1	3年	操作機構及び付属装置の 各部位点検 遮断速度測定(開極投入時間 最小動作電圧及び電流の測定を 含む) その他必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定 必要により動作特性		
		2	1月		2	1年		2	1年		2	一定		2	不定期
		3	1月		3	1年		3	1年		3	回数による		3	不定期
	母線	1	1月	外観点検、汚損、 過熱、発錆、損傷	1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との隔離距離、 腐食、損傷	1			1	1年	絶縁抵抗測定		

				2	1年	過熱 接続部分、クランプ類の腐食、損傷					
				3	1年	過熱、ゆるみがいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ					
				4	1年	その他必要事項					

巡視・点検・測定基準

項目	日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測定			
	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	No	周期	点検箇所、ねらい	
受変電設備	計器用変成器	1	1月	外部の損傷、腐食発錆、変形、汚損油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損油漏れ、ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部						
					3	1年	その他必要事項						
	避雷器	1	1月	外部の損傷、きれつ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部						
		3		その他必要事項	3	1年	その他必要事項						
電力用コンデンサ	1	1月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動、変形	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2			2	1年	接地線接続部							
	3			3	1年	直列リアクトル、放電コイル点検							
蓄電池	1	1月	異音、異臭、汚損、過熱、発錆、損傷、液漏れ	1	1年	変形、亀裂、端子のゆるみ、	1	3年	必要により充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う	1	1年	電池電圧測定	
	2			2	1年	収納部の発錆、変形、損傷	2	3年		2	1年	電池温度測定	
	3	1月	液面（密閉型除く）	3	1年	充電装置の点検				3	1年	比重測定 (密閉型除く)	
	4	1月	充電装置の動作状態 電圧確認	4	1年	その他必要事項				4	1年	絶縁抵抗測定 (充電装置) 必要により内部抵抗測定	
接地	1	1月	接地端子盤、接地線の損傷、腐食、端子接続部	1	1年	接地端子盤、接地線の損傷、腐食、端子接続部のゆるみ	1			1	3年	接地抵抗測定 必要により接地電流測定	
配電設備（屋	断路器遮断器開閉器類	1	1月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	3年は一定の遮回数による	受変電設備用と同じ	1	1年不定期	受変電設備用と同じ

自家用電気工作物保安規程

外電線路を含む)	配電用変圧器	1	1月	本体の外部点検、異音、異臭、腐食異常振動、発光、接続部の過熱、変色、油漏れの確認、温度計、油面計の確認 その他必要事項	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量、油の汚れ、接地線接続部 その他必要事項	1	必要時 2 6年	付属装置及び機器の内部点検 その他必要事項	1	1年 6年	絶縁抵抗測定 必要により絶縁油試験
	2	1月	その他必要事項	2 3 1年 1年									
	高压受配電盤	1	1月	受電設備閉鎖配電盤と同じ	1	1年	受電設備閉鎖配電盤と同じ	1	3年 ～ 6年	受電設備閉鎖配電盤と同じ	1	1年	受電設備閉鎖配電盤と同じ

巡視・点検・測定基準

項目	日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	
配電設備	母線、計器用変成器、電力用コンデンサ	1	1月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ				1	1年	受変電設備用と同じ
	低压配電盤	1	1月	計器の異常、表示札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、加熱、ゆるみ、断線	1	3年	保護継電器の動作試験	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	操作、切替開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部	2	3年	必要により遮断器、開閉器の動作試験			
3		1月	異音、異臭 その他必要事項	3 4	1年 1年	開閉動作確認 その他必要事項							
備(屋外線路を含む)	電線及び支持物	1	1月	電線の高さ及び他の工作物樹木との隔離距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	3年 ～ 5年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	標識保護さくの状態	2	1年	電線取付状態、弛度						
		3	1月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項						
ケーブル	1	1月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う (点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋) 地盤沈下の影響	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1月	布設部の無断掘削	2	1年	その他必要事項	2		3年 ～ 5年	必要によりケーブル診断		
		3	1月	標識、他物との隔離距離									
蓄電池	1	1月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	3年	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	
接地	1	1月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ				1	3年 1月	接地抵抗測定 必要によりB種接地電流測定	

自家用電気工作物保安規程

											(変圧器ごと)		
負 荷 備 備	電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 音響、振動、温度 給油点検などに 注意する。	1	1年	停止して各部の 汚損、ゆるみ、損 傷伝達装置の異 常など外部点検 を行う	1	3年	必要により温度 上昇等を考慮し、 特定対象を定め て行う	1	1年	絶縁抵抗測定 必要により特性 試験
					2	1年	制御装置点検	2	3年	その他必要事項	2	3年	
						3	1年	接地線接続部					
					4	1年	その他必要事項						
	電熱乾 燥 装 置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷等確認	1	1年	停止して各部の 変形、損傷、ゆる み可燃物との隔 離状況				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1月	接続部変色、過熱 熱線の腐食、取付 点検	2	1年	接地線接続部						
				その他必要事項	3	1年	その他必要事項						
	照明設 備	1	1月	使用者が異音、汚 損、不点、温度、 臭気、過熱などに 注意する。	1	3年	汚損、音響、温度、 コンパウンド漏 れ				1	1年	絶縁抵抗測定 必要により照度 測定
					2	3年	その他必要事項				2	3年	

巡視・点検・測定基準

項 目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			測 定		
		No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい
負 荷 設 備	配線及 び 配線器 具	1	1月	開閉器の点検、湿 気、じんあい等に 注意 器具の損傷、腐食 分電盤スイッチ、 ヒューズの適正 及び過熱	1	1年	開閉器、器具との 接続、器具の損 傷、腐食分電盤ス イッチ、ヒューズ の適正及びゆる み、過熱	1	3年	必要により許容 電流と負荷電流 との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
	接地	1	1月	受変電設備用と 同じ	1	1年	受変電設備用と 同じ				1	3年	接地抵抗測定 必要により接地 電流測定
太 陽 電 池 発 電 設 備	太陽電 池	1	1月	汚損、きれつ、過 熱、発錆、損傷	1	1年	汚損、きれつ、過 熱、発錆、損傷、 ゆるみ				1	1年	絶縁抵抗測定
	パワーワ ー コンディ ショ ナ	1	1月	汚損、過熱、発錆、 損傷、異音、異臭 連係運転状態	1	1年	汚損、過熱、発錆、 損傷	1	3年	保護継電器の動 作試験	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部	2	3年	必要により遮断 器、開閉器の動作 試験			
					3	1年	商用電源停電時 の回線解列動作 及び 自立運転確認						

自家用電気工作物保安規程

配線・開閉器等	1	1月	ケーブル・開閉器等の損傷、腐食、過熱	1	1年	ケーブル・開閉器等の損傷、腐食、過熱、ゆるみ 接地線接続部				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年							
接地	1	1月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ				1	3年	接地抵抗測定 必要により接地電流測定